

野田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第34号

野田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

野田市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年野田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「165, 230人」を「147, 800人」に改め、同条第4項中「60, 440立方メートル」を「45, 300立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。